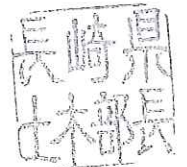


27建企第614号

平成28年3月17日

|                       |       |   |
|-----------------------|-------|---|
| (一社) 長崎県建設業協会         | 会 長   | 様 |
| (一社) 長崎県中小建設業協会       | 会 長   |   |
| (一社) 長崎県造園建設業協会       | 会 長   |   |
| (一社) 長崎県ほ装協会          | 会 長   |   |
| (一社) 長崎県工務店連合会        | 会 長   |   |
| (一社) 長崎県管工事協会         | 会 長   |   |
| (一社) 長崎県港湾漁港建設業協会     | 会 長   |   |
| (一社) 長崎県斜面安定技術協会      | 会 長   |   |
| (一社) 長崎県のり面協会         | 会 長   |   |
| (一社) 長崎県空調衛生設備業協会     | 会 長   |   |
| (一社) 長崎県建造物解体工業会      | 会長理事  |   |
| 長崎県建設工業協同組合           | 代表理事  |   |
| 長崎県電気工事業工業組合          | 理 事 長 |   |
| 長崎電気設備協同組合            | 代表理事  |   |
| 長崎県管工事業協同組合連合会        | 理 事 長 |   |
| 長崎県漁場整備開発協会           | 会 長   |   |
| 長崎県造船協同組合             | 理 事 長 |   |
| (一社) 長崎県測量設計コンサルタンツ協会 | 会 長   |   |
| (一社) 長崎県地質調査業協会       | 理 事 長 |   |
| (一社) 建設コンサルタンツ協会九州支部  | 支 部 長 |   |
| (一社) 日本補償コンサルタント協会    |       |   |
| 九州支部長崎県部会             | 会 長   |   |
| (一社) 長崎県建設コンサルタント協会   | 代表理事  |   |

長崎県土木部長



「長崎県建設工事等発注見通し情報公表要領」の制定について（通知）

このことについて、これまで建設工事を対象に発注見通し情報を公表していましたが、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第22条の規定に基づき、平成27年1月30日に公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議が策定した「発注関係事務の運用に関する指針」の中で、「各発注者の調査及び設計業務の発注見通しについて地方ブロックなど地区単位で統合して公表する取組の必要性を検討するよう努める」とされたことを受けまして、今後は建設関連業務委託についても公表の対象とします。

つきましては、「長崎県建設工事等発注見通し情報公表要領」を制定しましたので、通知いたします。

## 記

### 1 施行内容

#### (1) 建設工事

- ・従来と同様に公表の対象とする。
- ・対象金額 予定価格250万円を超えるもの。
- ・公表内容 名称、場所、期間、種別、概要、入札契約方法、入札を行う時期、入札を行う機関及び前回公表時点からの変更

#### (2) 建設関連業務委託

- ・測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務及び地質調査業務について、公表の対象に追加する。
- ・対象金額 予定価格100万円（当分の間、250万円）を超えるもの。
- ・公表内容 建設工事と同様

### 2 施行要領 長崎県建設工事等発注見通し情報公表要領

※ 概要については、別紙「業務委託の発注見通し公表について（概要）」のとおり。

### 3 適用時期 平成28年度公表分から適用

# 長崎県建設工事等発注見通し情報公表要領

平成28年3月17日 27建企第614号

## (目的)

第1条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)(以下「法」という。)第7条の規定に基づく公共工事(以下「建設工事」という。)及び「工事並びに工事に関する調査、設計及び測量業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格等」(昭和53年長崎県告示第975号)第2により入札参加資格者名簿に登載されている業務のうち、測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務の委託(以下「建設関連業務委託」という。)に係る発注の見通しに関する事項の公表について、必要な事項を定めるものとする。

## (公表の対象)

第2条 第1条に規定する公表の対象となる建設工事及び建設関連業務委託(以下「建設工事等」という。)は、当該年度に発注することが見込まれる建設工事等で、建設工事については予定価格が250万円、建設関連業務委託については予定価格が100万円を超えると見込まれるものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、公表の対象外とする。

- (1) 公共の安全と秩序の維持に密接に関連する建設工事等であって県の行為を秘密にする必要があるもの
- (2) 災害発生期間中又は災害発生直後、または事故等で緊急的に行う建設工事等(災害査定等を経て計画的に実施する災害復旧工事を除く。)
- (3) 緊急的に実施する維持工事及びこれに伴う建設関連業務委託
- (4) 以下の事由により、発注見通しが未確定であるもの
  - ア 土地等の取得が未了のもの
  - イ 道路管理者等(占用等を含む)との協議・調整が未了のもの
  - ウ 地元関係者等との協議・調整が未了のもの
  - エ 埋蔵文化財調査が未了のもの
  - オ 当該年度に組み込まれている詳細設計等が未了のもの
  - カ 予算の令達がないもの

## (公表の内容)

第3条 前条の規定に基づき公表する事項は、次のとおりとする。

- (1) 建設工事等の名称
- (2) 建設工事等の場所
- (3) 建設工事等の期間
- (4) 建設工事等の種別
- (5) 建設工事等の概要
- (6) 入札契約方法
- (7) 入札を行う時期
- (8) 入札を行う機関

#### (9) 前回公表時点からの変更

##### (公表の時期)

第4条 当該年度に確実に発注する予定の建設工事等について、確定後遅滞なく公表を行うものとする。

- 2 前回公表後の建設工事等の追加及び変更について、7月上旬、10月上旬及び1月上旬に公表する。
- 3 補正予算が成立した場合は、補正予算成立後、遅滞なく公表する。  
ただし、補正予算に伴う建設工事等の追加分のみを対象とする。

##### (公表の方法)

第5条 第3条に規定する事項について、「発注予定工事情報調書」(様式第1号)及び「発注予定建設関連業務委託情報調書」(様式第2号)に取りまとめの上、閲覧及びインターネットの利用(長崎県入札情報サービスポータルサイトに掲載)により公表する。

ただし、閲覧用ファイルは持ち出し禁止とする。

- 2 閲覧場所は、県民センター、各振興局及びその他の公共事業を所管する地方機関の閲覧室とする。

県民センター及び各振興局(長崎振興局を除く。)については、すべての建設工事等を公表するものとし、長崎振興局及びその他の公共事業を所管する地方機関については、当該地方機関が所管する建設工事等のみを公表する。

##### (公表の期間)

第6条 公表の期間は、当該年度の3月31日までとする。

##### (留意事項)

第7条 閲覧に際しては、留意事項を明示すること。

- 2 問い合わせに対しては、原則として応じないものとする。

ただし、報道関係機関等を除く。

- 3 その他、運用の詳細については、別途定める。

#### 附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。(平成28年3月17日27建企第614号)

ただし、第2条に規定する建設関連業務委託の公表対象金額については、当分の間、250万円を超えると見込まれるものとする。

(様式第1号)

[illegible]

(様式第2号)

[illegible]